

避難所等の応急危険度判定について

— 大規模な地震（震度6弱以上）が発生した場合 —

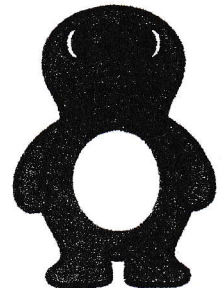
- ★ 大規模な地震が発生した場合、避難所等の建物に入るのは、原則「応急危険度判定」を実施してからとしてください。

（例外：津波のおそれがある場合）

1 応急危険度判定とは

- ★ 大規模地震発生後に、余震などによる2次災害を防止するため、建築物の被害状況を調査し、その建築物の安全性について、応急的に判定・表示を行うことです。
- **緊急的**（地震直後の短時間に多くの判定を行う。）、**暫定的**（後に十分な被害調査が行われた場合には、判定結果が異なる場合がある。）に行うものです。
- 応急危険度判定が行われるまで、**原則、避難所等の建物に入ることはできません。**

余震によって再び大きな揺れを受けると破壊が進んで、場合によっては倒壊に至ることもあるよ！
安全性が確認されないまま建物に入るのは、余震に伴う倒壊等により、命にかかわる危険があるよ！



2 応急危険度判定士とは

- 被災地において、静岡市長の要請により、応急危険判定を行う**建築技術者**です。
- 建築士等の有資格者が、知事が行う講習を修了して、申請により知事認定を受け、「判定士登録証」が交付され、静岡県に登録されます。
- 判定時は、腕章をして登録証を携帯しています。
- ★ すべてボランティアによります。

場合によっては、自分の家族や被災した家を残して、地震発生直後に、避難所に来て活動していただくことになるので、感謝の気持ちで受け入れてね！

